

## 中1・中2自転車講習会（2025.2.28）

過日、道路交通法の一部が改正され（第71条第5号の5）、昨年11月1日から施行されました。「自動車、原動機付自転車又は自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。」という規定です。

このため、スマホなどを手に持ち、通話のために使いながら自転車を運転したり、スマホなどの画面に表示された画像を手に持って注視しながら自転車を運転した場合、罰則として6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金が課され、またスマホなどを使用または画像を注視しながら自転車を運転して、事故などの交通の危険を生じさせた場合は罰則として1年以下の懲役又は30万円以下の罰金が課されることになりました。（以上、警視庁HPより）

本校では以前から、自転車通学の生徒を対象として講習会を実施し、また通学用ステッカー貼付の際に担任からも個別に指導をして、交通安全指導に努めてまいりました。しかし、上のような道路交通法の一部改正により、自転車の交通違反に対する規制が厳しくなることを中学生にもきちんと認識してもらうことや、それに留まらず中学生に交通安全について早くから考えてもらうことはとても大切です。そこで、新たな取り組みとして、中学1・2年生全員を対象として、自転車を中心とした交通安全の講習会を開きました。

講師として鹿児島南警察署交通課から現役警察官（課長代理）をお招きし、ご講話やご指導をいただきました。制服姿の講師が前に立たれると、それだけで場の雰囲気引き締まります。そんな中、講師の先生は「元気ですか!」と元気な声で生徒諸君に呼びかけ、場の緊張感を緩めつつ話に入られました。講話では斜め横断の危険性や、自転車が道のどこを走ればよいかなどの基本的な交通マナーから始まって、上のような法律の改正の内容や、鹿児島南署管内での事故件数が鹿児島市内で最も多いことなどを話され、また中学生の乗る自転車が歩行者と衝突して取り返しのつかないことになる事例を紹介され、生徒として学ぶことの多い講習でした。

後半では自転車が絡む交通事故に関する啓発ビデオを上映し、小さな不注意や偶然が重大事故に繋がることが強調されました。ビデオでは自転車が車や歩行者とぶつかる再現映像（スタントマンの方が自転車に乗り、車とぶつかって転倒する様子など）がパターン別に流され、危ないシーンでは生徒たちも思わず声を上げていました。このビデオを一度見ておけば、自転車通学の自宅生はもちろん、寮生でも帰省した自宅で自転車に乗ったときに「ここで気をつけよう」という意識が確実に高まり、その分事故に遭う可能性も低くなると思われます。

ここで学んだことを、自転車に乗る際はもちろんのこと、普段の交通安全に大いに活かしてもらいたいと思います。

